

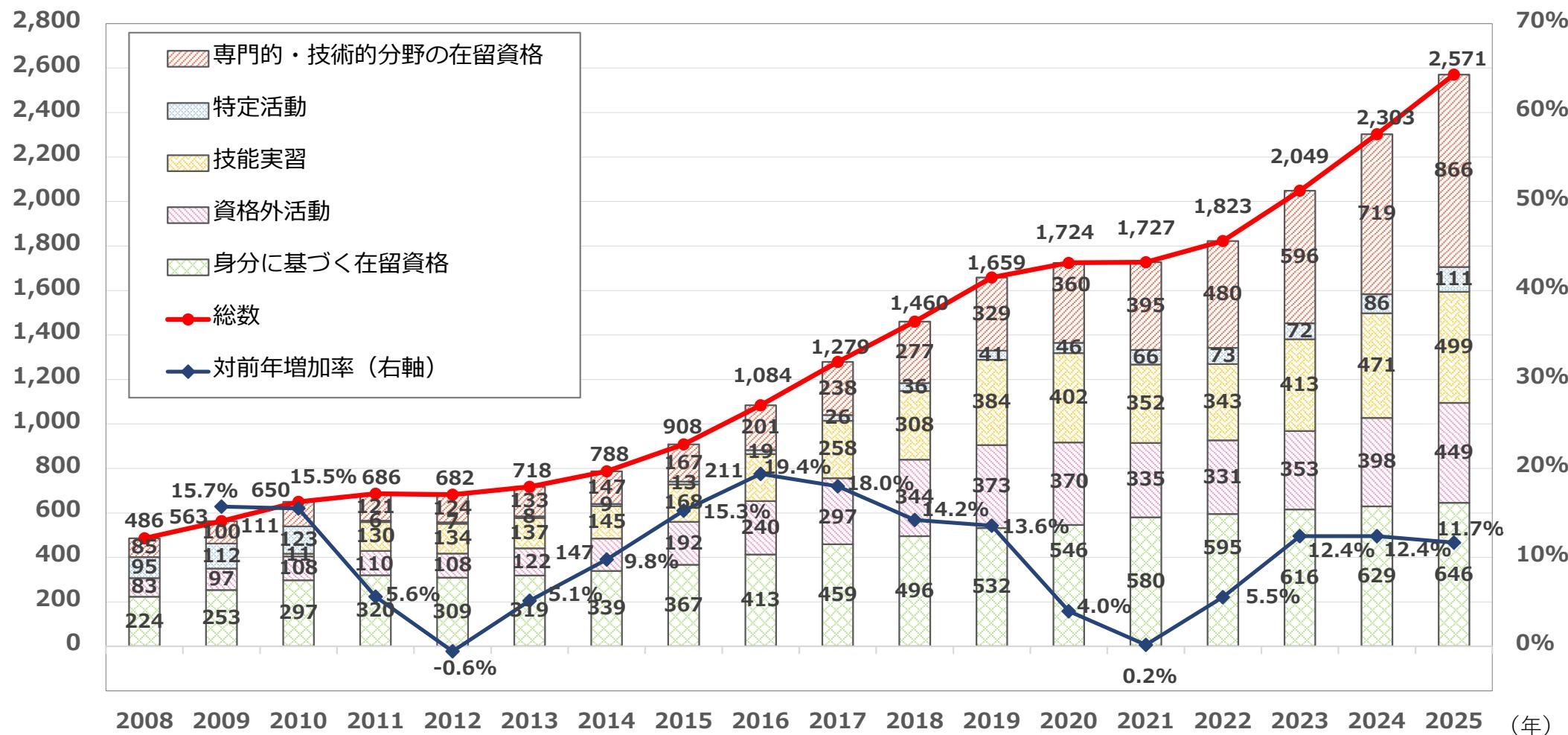
今後の外国人雇用対策について

1 外国人雇用の現状

在留資格別にみた外国人労働者数の推移

- 日本で就労している外国人は、2025年10月末時点で2,571,037人（前年比268,450人増）、増加率は前年比11.7%増となり、前年の12.4%から0.7ポイント減少。
- 在留資格別に増加率の大きい順でみると、「特定活動」（前年比 29.6%、25,388人増）、「専門的・技術的分野の在留資格」（同 20.4%、146,776人増）、「資格外活動」（同12.8%、51,157人増）となっている。

（単位：千人）



出典： 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（各年10月末時点）」

日本で就労する外国人のカテゴリー（総数257.1万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

- ① 就労目的で在留が認められる者 約86.6万人
(いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」)
- 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。
- ② 特定活動 約11.1万人
(経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキング・ホリデー等が含まれる)
- 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。
- ③ 技能実習 約49.9万人
- 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 - 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなった。
- ④ 資格外活動 (留学生のアルバイト等) 約44.9万人
- 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。
- ⑤ 身分に基づき在留する者 約64.6万人
(「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」(主に日系人)が含まれる)
- これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教 授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医 療	医師、歯科医師、看護師
研 究	政府関係機関や私企業等の研究者
教 育	中学校・高等学校等の語学教師等
技 術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介 護	介護福祉士
技 能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者

(注) 介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業

※ 外国人雇用状況の届出状況（令和7年10月末時点）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお、特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者は対象外である。

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注1）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業（令和6年3月29日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注2）

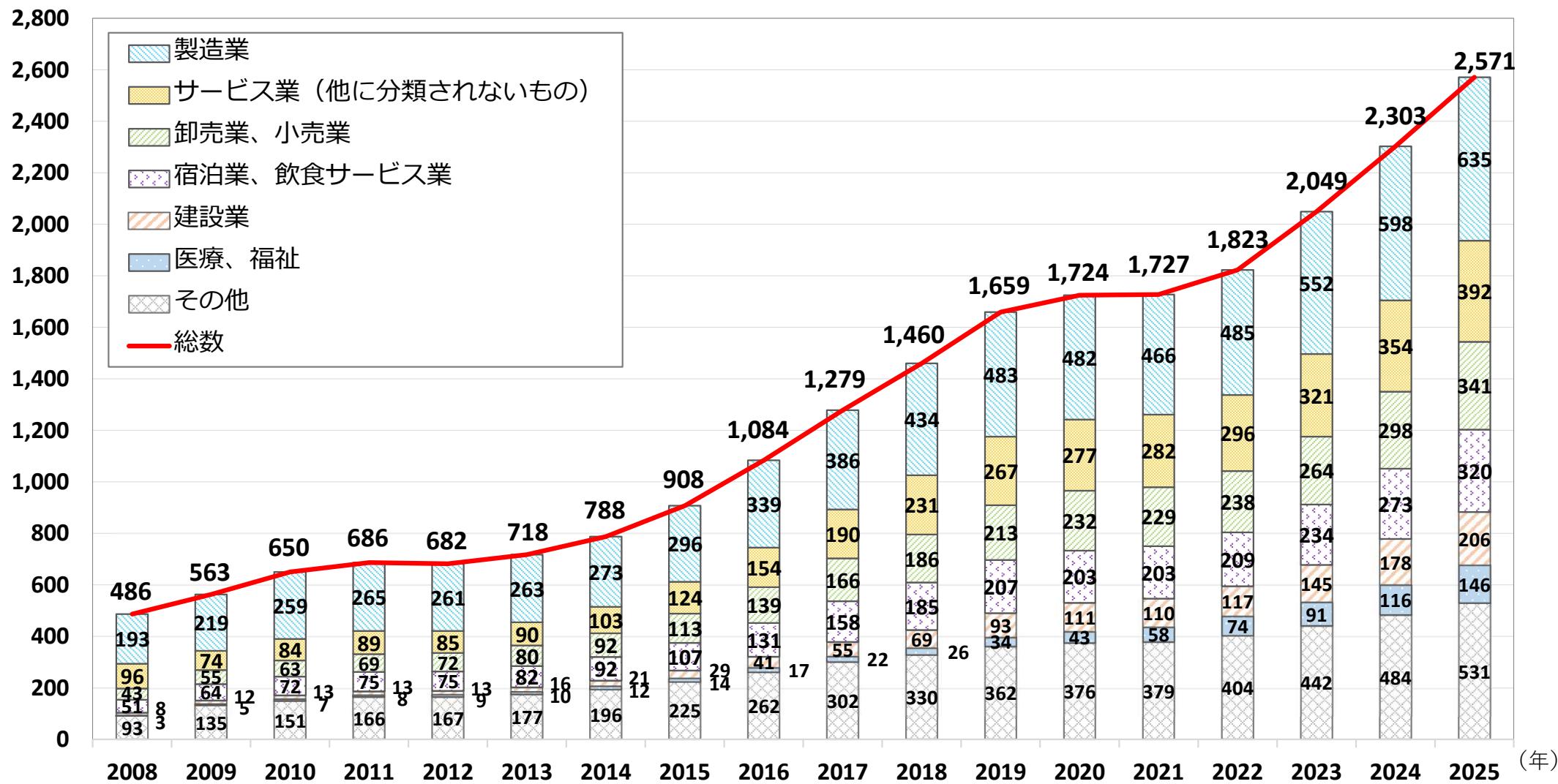
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注2）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

産業別にみた外国人労働者数の推移

- 産業別に増加率の大きい順でみると、「医療、福祉」（前年比 25.6%、29,755人増）、「宿泊業、飲食サービス業」（同 17.1%、46,666人増）、「建設業」（同 16.1%、28,566人増）、「卸売業、小売業」（同14.2%、42,339人増）となっている。

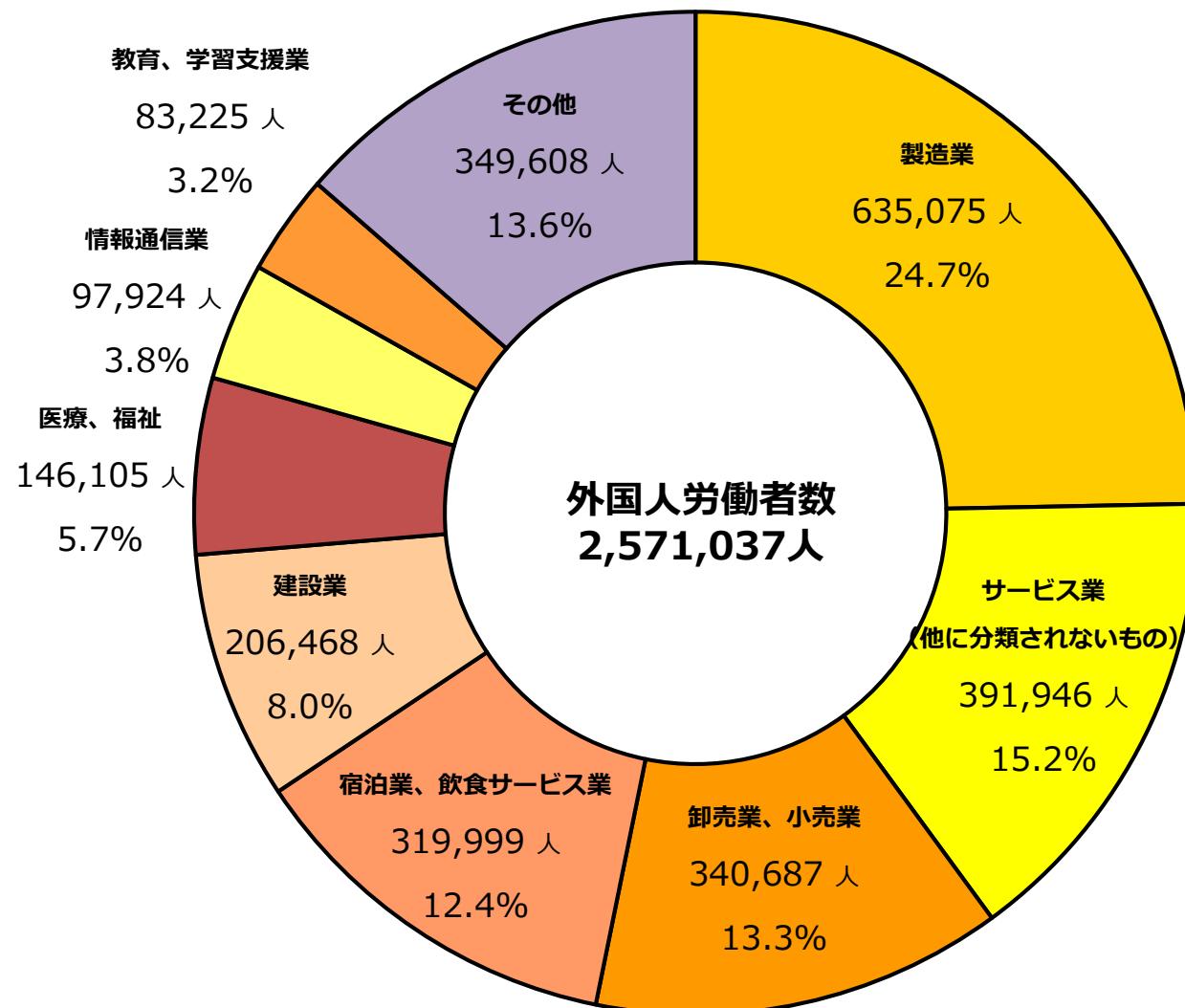
(単位：千人)



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末時点）

産業別外国人労働者数

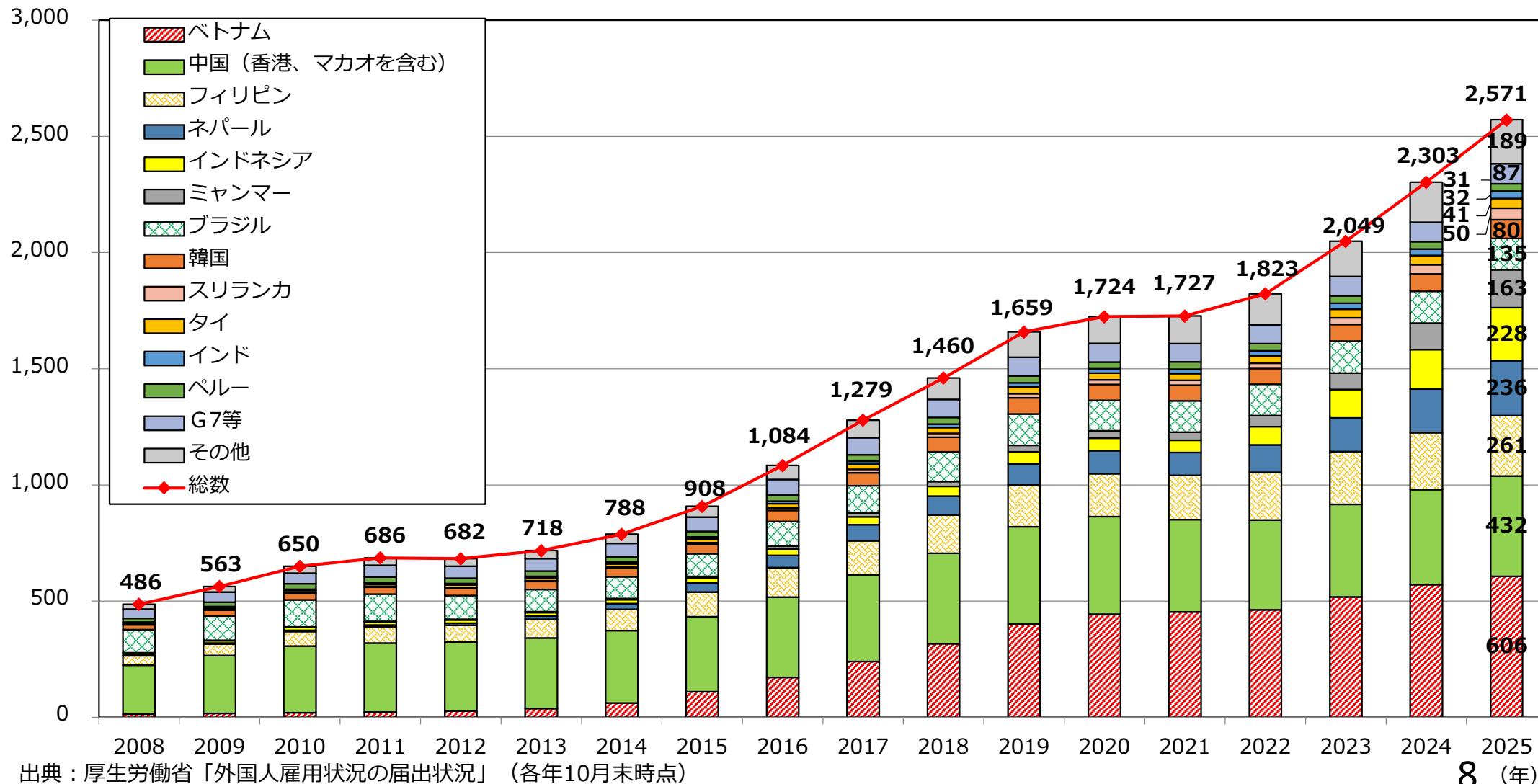
- 産業別にみると、「製造業」が635,075人で最も多く、外国人労働者全体の24.7%を占める。次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が391,946人（同15.2%）、「卸売業、小売業」が340,687人（同13.3%）、「宿泊業、飲食サービス業」が319,999人（同12.4%）となっている。



国籍別にみた外国人労働者数の推移

- 国籍別に増加率の大きい順でみると、「ミャンマー」（前年比42.5%、48,693人増）、「インドネシア」（同 34.6%、58,579人増）、「スリランカ」（同28.9%、11,291人増）となっている。
- 割合では、「ベトナム」が605,906人で最も多く、外国人労働者全体の23.6%を占める。次いで、「中国」が431,949人（同 16.8%）、「フィリピン」が260,869人（同 10.1%）となっている。

(単位:千人)



日本で就労する外国人労働者（在留資格別・国籍別）

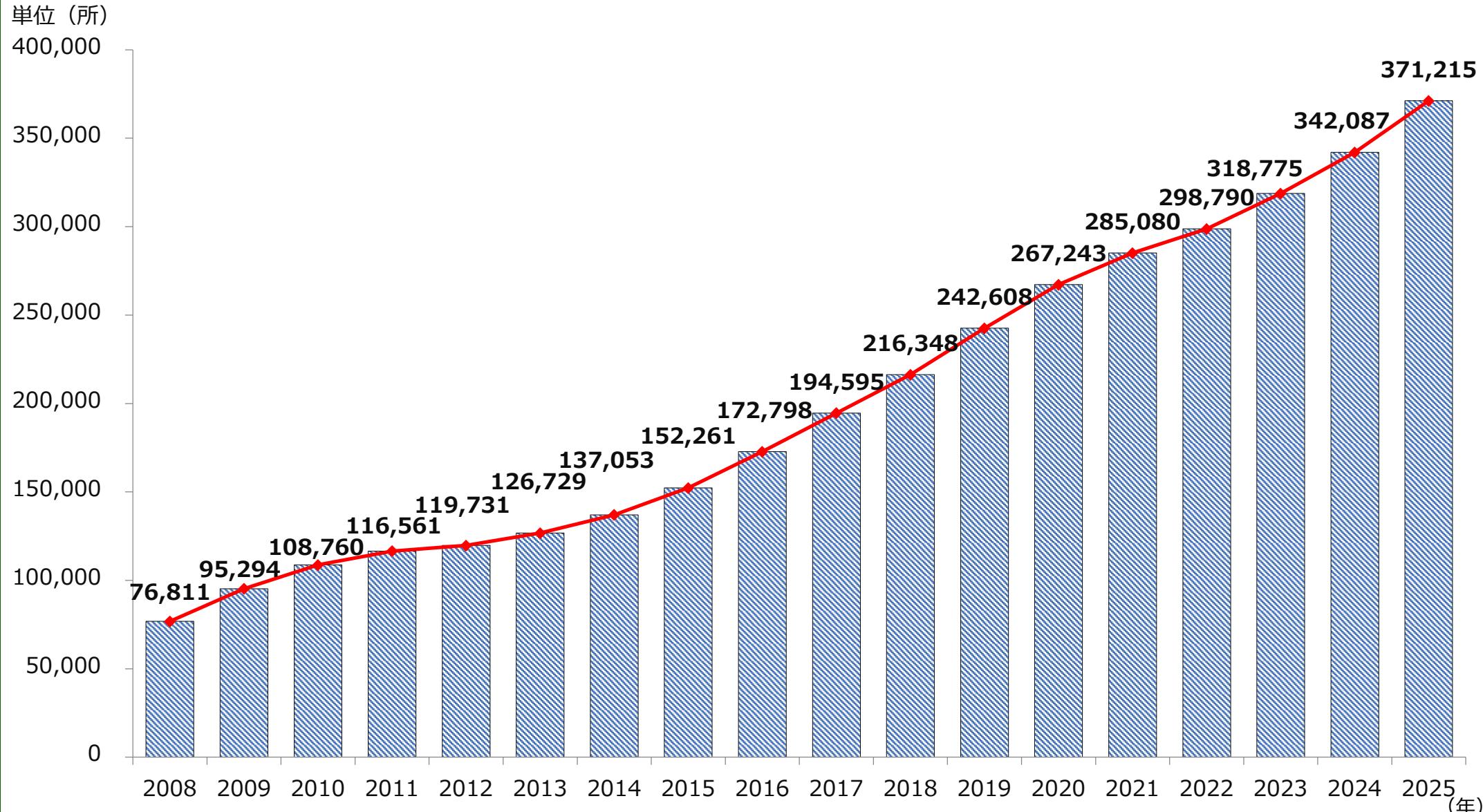
- 国籍別・在留資格別にみると、ベトナムは「専門的・技術的分野の在留資格」が229,983人（38.0%）、「技能実習」が218,600人（36.1%）。
- そのほか、ネパールは「資格外活動」が157,546人（66.8%）、インドネシアは「技能実習」が119,980人（52.6%）、フィリピンやブラジル、ペルーは「身分に基づく在留資格」が多い。

在留資格	総数	①専門的・技術的分野の在留資格	②特定活動	③技能実習	④資格外活動	⑤身分に基づく在留資格
全国籍計	2,571,037	865,588	111,074	499,394	449,324	645,590
ベトナム	605,906	229,983	31,080	218,600	102,475	23,768
中国 (香港、マカオを含む)	431,949	185,337	5,768	30,521	63,944	146,378
フィリピン	260,869	46,262	6,414	47,019	3,751	157,421
ネパール	235,874	62,625	3,843	4,414	157,546	7,445
インドネシア	228,118	83,053	10,677	119,980	6,646	7,762
ミャンマー	163,311	55,093	31,882	36,986	34,809	4,540
ブラジル	134,645	1,247	214	46	578	132,560
韓国	80,193	35,524	3,738	16	6,893	34,021
スリランカ	50,427	17,072	2,843	2,855	24,095	3,562
タイ	41,468	11,141	1,034	13,663	1,772	13,858
インド	31,636	22,067	1,288	1,326	3,322	3,633
ペルー	31,448	243	69	85	110	30,941
G7等	86,520	48,612	1,637	24	3,408	32,784
その他	188,673	67,329	10,587	23,859	39,975	46,917

出典： 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（令和7年10月末時点）」

外国人雇用事業所数の推移

○ 外国人を雇用する事業所数は、2025年10月末時点で**371,215所**（前年比29,128所増）、伸び率は前年比8.5%増となり、前年の7.3%から1.2ポイント上昇。



出典： 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（各年10月末時点）」

外国人労働者を雇用する理由（事業所調査）

- 外国人労働者を雇用する理由（複数回答）をみると、「労働力不足の解消・緩和のため」が最も多く69.0%（令和5年 64.8%）となっており、次いで「日本人と同等またはそれ以上の活躍を期待して」が54.7%（同 56.8%）、「事業所の国際化、多様性の向上を図るため」が15.8%（同 18.5%）、「日本人にはない知識、技能の活用を期待して」が13.2%（同 16.5%）となっている。

産業	外国人労働者を雇用する理由															
	労働力不足の解消・緩和のため	日本人と同等またはそれ以上の活躍を期待して	事業所の国際化、多様性の向上を図るため	技術力の向上・確保、新製品の開発のため	日本人にはない知識、技術の活用を期待して	事業所の他の支援・管理の活用を期待して	外国人労働者の能力向上を期待して	商品・サービスの展開を図るため	海外現地法人、海外取引先との関係構築や海外の人材育成のため	海外販路の新規開拓等による海外取引拡大を図るため	労務コストの効率化を図るため	職業紹介事業者に勧められたから	従業員や知人に紹介されたから	その他	わからない	特にない
事業所計	69.0	54.7	15.8	8.2	13.2	4.8	6.4	5.9	4.2	4.7	5.4	11.3	3.9	0.4	4.9	0.2
農業、林業	96.1	47.2	5.8	1.5	7.3	4.9	1.0	1.0	0.0	6.4	5.0	9.1	1.9	0.0	0.0	0.0
漁業	87.1	50.0	11.6	7.4	4.8	5.2	0.0	1.2	1.3	8.1	2.6	3.5	1.3	0.0	1.3	1.3
鉱業、採石業、砂利採取業	84.5	54.6	10.1	26.1	16.1	8.9	0.0	8.9	3.0	6.6	3.6	15.6	9.6	0.0	5.9	0.0
建設業	86.1	60.1	11.1	7.7	3.2	3.6	0.0	0.7	0.0	8.3	5.7	7.7	2.1	0.0	2.6	0.0
製造業	78.9	53.0	9.7	8.2	3.7	5.6	2.5	6.3	2.6	6.4	9.4	9.9	3.1	0.1	5.3	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業	34.3	54.9	31.2	20.7	20.0	2.4	0.0	3.8	0.0	0.0	2.3	5.1	2.3	2.4	14.7	0.0
情報通信業	45.1	72.6	30.9	37.7	24.1	5.2	12.9	13.3	11.1	3.7	5.6	12.3	1.8	2.7	7.2	0.0
運輸業、郵便業	59.6	58.6	19.6	1.8	11.5	4.8	7.2	10.2	4.4	1.1	5.0	18.5	5.0	1.4	5.5	0.1
卸売業、小売業	63.4	47.2	18.2	8.9	18.4	4.7	6.2	12.7	11.0	3.8	2.3	12.1	2.5	0.3	6.1	0.0
金融業、保険業	25.3	64.0	20.2	7.9	15.6	1.0	13.9	11.4	6.7	0.0	1.9	6.2	8.2	0.9	11.3	0.0
不動産業、物品賃貸業	51.7	56.1	25.5	5.9	18.7	10.0	24.9	12.9	9.3	0.3	1.8	12.1	2.2	0.1	4.8	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	37.1	62.7	31.1	16.5	25.4	2.2	12.1	10.9	7.8	0.0	2.4	10.1	2.4	0.4	8.4	0.0
宿泊業、飲食サービス業	70.9	59.4	22.9	2.1	17.4	4.8	20.2	6.7	5.7	2.5	5.2	13.2	2.1	0.0	2.9	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	50.7	51.5	21.1	6.2	19.1	3.9	14.0	4.8	4.6	0.4	3.0	9.7	8.1	1.0	10.5	0.0
教育、学習支援業	8.0	30.8	32.2	6.4	60.3	2.3	7.8	2.3	3.0	0.0	0.5	1.5	26.5	0.8	3.2	0.0
医療、福祉	74.2	53.7	10.2	1.5	15.2	2.7	2.7	0.5	0.7	4.6	5.3	8.3	6.9	0.3	4.1	0.0
複合サービス事業	34.2	45.0	8.1	9.0	35.9	14.2	23.3	4.2	3.7	1.1	1.3	5.5	13.1	0.2	7.6	0.2
サービス業（他に分類されないもの）	63.7	53.2	17.7	6.2	18.6	7.6	12.6	2.6	3.8	3.8	4.0	23.3	3.3	0.9	5.2	1.2

出典：厚生労働省「令和6年外国人雇用実態調査」

外国人労働者の雇用に関する課題（事業所調査）

- 外国人労働者の雇用に関する課題（複数回答）をみると、「日本語能力等のためにコミュニケーションが取りにくい」が最も多く43.9%（令和5年 44.8%）となっており、次いで「在留資格申請等の事務負担が面倒・煩雑」が24.7%（同 25.4%）、「在留資格によっては在留期間の上限がある」が21.5%（同 22.2%）、「文化、価値観、生活習慣等の違いによるトラブルがある」が20.9%（同 19.6%）となっている。

産業	外国人労働者の雇用に関する課題																		
	ニーズにあ う人材から の応募がな い	外国人労働 者を採用す るための情 報やネット ワークが限 られている い	日本語能力 等のために コミュニケーション等の違い によるト ラブルがあ るく	文化、価値 観、生活習 慣等の違い	期待したほ どの能力を 発揮できな い	受け入れた 職場での負 担が大きい	採用や人事 ハウがない	離職・転職 が懸念され る、定着し ない	生活環境の 整備にコスト トがかかる	採用・定着 にコストが かかる	在留資格申 請等の事務 負担が面 倒・煩雑	在留資格申 請等の事務 負担が面 倒・煩雑	入国審査、 在留資格制 度が分かり づらい	在留資格に よっては在 留期間の上 限がある	在留資格に よっては任 せられる業 務が限定さ れる	その他	わからない	特にない	不明・無回 答
事業所計	14.8	11.6	43.9	20.9	7.1	14.1	6.0	14.6	19.9	15.6	24.7	12.7	21.5	16.0	1.8	2.1	17.4	0.4	
農業、林業	7.8	5.5	40.0	22.7	7.4	17.0	0.5	18.2	46.4	20.6	27.9	8.3	24.3	11.8	2.9	1.0	12.5	1.0	
漁業	4.8	18.9	40.0	13.0	12.1	10.3	3.9	16.7	23.3	15.5	27.5	11.6	29.1	21.6	3.9	1.3	11.2	3.9	
鉱業、採石業、砂利採取業	6.6	25.6	23.3	10.7	5.9	15.6	3.6	13.1	13.1	20.2	25.0	19.0	23.2	26.2	0.0	3.0	29.7	0.0	
建設業	9.7	7.9	45.3	17.2	7.2	20.6	6.3	14.5	35.9	24.2	33.2	18.2	37.9	24.6	1.6	1.5	12.7	0.0	
製造業	12.7	14.1	57.8	22.6	6.3	12.5	6.7	15.6	26.7	19.5	24.6	11.3	24.5	15.8	1.4	1.5	13.3	0.4	
電気・ガス・熱供給・水道業	11.8	10.6	47.3	24.9	6.6	4.2	7.2	6.1	12.5	3.2	19.4	9.6	8.8	12.4	0.0	0.0	25.7	0.0	
情報通信業	22.4	15.4	38.7	22.3	7.7	9.8	6.6	16.4	7.0	8.9	26.1	9.8	10.5	7.8	2.6	4.8	24.5	0.0	
運輸業、郵便業	17.3	11.1	40.0	22.8	10.6	9.7	6.4	13.9	10.1	6.4	18.0	9.7	10.6	14.6	3.2	2.9	18.5	0.1	
卸売業、小売業	15.6	7.0	34.8	20.7	8.1	10.4	7.5	13.0	11.9	11.8	20.4	8.4	14.5	8.7	1.8	1.5	23.9	0.1	
金融業、保険業	11.2	12.4	14.1	15.7	0.6	4.3	4.6	17.0	3.3	3.9	17.0	13.0	14.7	12.0	1.3	4.4	39.8	0.0	
不動産業、物品販貸業	11.3	18.2	31.9	14.8	7.3	9.3	9.5	7.7	21.2	3.5	25.9	10.2	8.3	10.3	3.9	3.8	20.9	1.3	
学術研究、専門・技術サービス業	15.5	11.0	37.0	17.8	4.7	11.2	2.5	6.9	3.2	5.3	14.8	7.4	4.8	7.2	2.2	1.7	30.5	0.0	
宿泊業、飲食サービス業	20.2	16.3	36.3	25.8	5.6	17.1	5.5	17.3	7.5	11.7	34.1	25.2	23.3	29.5	0.0	2.2	14.9	0.0	
生活関連サービス業、娯楽業	18.2	8.1	30.2	16.8	7.2	7.5	2.1	9.1	5.2	4.7	18.0	9.5	21.7	15.7	1.7	3.5	23.3	1.5	
教育、学習支援業	9.3	15.3	20.1	11.7	3.5	6.0	2.3	5.7	3.7	6.2	16.5	9.2	7.5	5.8	1.7	5.2	39.3	0.8	
医療、福祉	16.5	10.8	45.3	18.7	8.4	22.5	7.0	19.2	24.7	22.8	24.9	12.9	20.6	12.1	1.2	2.3	10.8	0.4	
複合サービス事業	16.0	16.9	27.5	16.0	3.6	10.5	2.2	13.5	13.7	5.7	9.8	7.2	8.9	9.7	1.6	1.7	37.4	0.3	
サービス業（他に分類されないもの）	20.9	14.7	44.4	27.3	7.6	11.4	4.5	14.5	7.5	8.4	19.4	13.3	17.6	20.8	3.5	2.8	17.5	1.2	

出典：厚生労働省「令和6年外国人雇用実態調査」

外国人労働者の日本語能力（会話）（労働者調査）

- 外国人労働者の日本語能力（会話）をみると、「日常的なことなら短い会話に参加できる」が24.6%（令和5年25.3%）と最も多く、次いで、「幅広い話題について自由に会話できる」が17.6%（同 16.4%）、「身近な話題についての会話はできる」が13.9%（同 12.6%）となっており、「日本語で会話はほとんどできない」は1.8%（同 2.7%）となっている。

在留資格	日本語能力（会話）								
	母語が日本語 または母語と 同等レベル	幅広い話題に ついて自由に 会話できる	会話の場面に 応じた言葉を 使うことがで きる	長い会話に参 加できる	身近な話題に ついての会話 はできる	日常的なこと なら短い会話 に参加できる	基本的な挨拶 の会話はでき る	日本語で会話 はほとんどで きない	不明
外国人常用労働者計	7.0	17.6	13.0	8.9	13.9	24.6	12.8	1.8	0.4
専門的・技術的分野	3.4	18.5	16.9	7.4	16.7	23.6	12.0	1.3	0.3
うち技術・人文知識・国際業務	5.3	31.6	19.8	8.1	13.4	14.9	6.4	0.3	0.2
うち特定技能	0.8	5.4	14.6	7.5	22.0	32.2	16.0	1.2	0.1
うち高度専門職	11.2	41.6	21.0	7.7	5.8	6.7	2.1	4.0	0.0
技能実習	1.2	2.1	6.4	5.9	13.7	46.6	22.1	2.1	0.0
留学	4.1	12.6	14.6	12.6	10.9	33.8	10.0	1.3	0.0
身分に基づくもの	17.3	28.0	10.5	11.8	11.6	11.8	6.7	2.0	0.2
うち永住者	20.5	29.2	10.6	12.5	10.6	11.3	4.2	0.9	0.2
うち定住者	15.3	14.1	7.1	12.9	11.4	14.9	19.2	5.0	0.2
その他	3.3	10.7	13.3	10.5	9.9	28.3	18.8	3.2	1.9

外国人労働者の日本語能力（読み解）（労働者調査）

- 外国人労働者の日本語能力（読み解）をみると、「JLPT日本語能力試験N3レベル」が20.8%（令和5年20.6%）と最も多く、次いで「JLPT日本語能力試験N4レベル」が20.2%（同17.4%）、「JLPT日本語能力試験N5レベル」が16.9%（同 18.2%）となっており、「日本語はほとんどわからない」は6.4%（同 7.8%）となっている。

在留資格	日本語能力（読み解）							
	母語が日本語 または母語と同 等レベル	JLPT日本語能 力試験N1レベ ル	JLPT日本語能 力試験N2レベ ル	JLPT日本語能 力試験N3レベ ル	JLPT日本語能 力試験N4レベ ル	JLPT日本語能 力試験N5レベ ル	日本語はほとん どわからない	不明
	6.7	12.4	15.8	20.8	20.2	16.9	6.4	0.9
外国人常用労働者計	3.2	13.8	20.1	24.1	23.0	11.8	3.6	0.4
専門的・技術的分野	5.2	27.8	30.6	18.6	8.7	6.7	1.9	0.5
うち技術・人文知識・国際業務	0.3	0.7	10.2	31.1	38.4	16.0	3.0	0.4
うち特定技能	19.5	51.2	11.1	7.1	2.8	3.4	4.8	0.0
うち高度専門職	1.2	0.3	3.9	14.4	37.2	35.1	7.6	0.3
技能実習	2.6	18.1	31.7	29.7	12.0	3.9	1.4	0.6
留学	16.4	19.4	15.3	19.5	8.7	9.5	9.9	1.3
身分に基づくもの	20.8	23.7	11.8	20.8	6.9	9.3	6.3	0.4
うち永住者	10.6	7.8	11.9	11.5	16.7	12.5	27.7	1.3
うち定住者	4.1	4.7	13.9	18.6	16.7	32.4	7.5	2.2
その他								

出典：厚生労働省「令和6年外国人雇用実態調査」

（参考）日本語能力試験 認定の目安

N1：幅広い場面で使われている日本語を理解することができる。

N2：日常的な場面で使われている日本語の理解に加え、より幅広い
場面で使われているに日本語をある程度理解することができる。

N3：日常的な場面で使われている日本語をある程度理解することができる。

N4：基本的な日本語を理解することができる。

N5：基本的な日本語をある程度理解することができる。

入職前居住地が日本以外であった外国人労働者の入職経路（労働者調査）

- 入職前居住地が日本以外であった外国人労働者の入職経路をみると、「出身国・地域の紹介会社・個人」が44.7%（令和5年 51.5%）と最も多く、次いで「出身国・地域の語学学校」が16.5%（同 9.9%）、「日本国内の紹介会社・個人」が12.9%（同 13.5%）となっている。

在留資格	合計 紹介会社等利用有無 あり	紹介会社等を利用した								なし	不明
		出身国・地域 の紹介会社・ 個人	出身国・地域 の語学学校	出身国・地域 の学校（語学 学校除く）	出身国・地域 のその他の機 関	日本国内の紹 介会社・個人	日本国内のそ の他の機関	その他			
計	100.0	85.0 (100.0)	(44.7)	(16.5)	(1.9)	(9.5)	(12.9)	(2.0)	(10.7)	(1.8)	14.7 0.3
専門的・技術的分野	100.0	82.9 (100.0)	(50.5)	(12.0)	(2.7)	(8.1)	(15.5)	(2.1)	(7.6)	(1.5)	16.6 0.6
うち技術・人文知識・国際業務	100.0	78.9 (100.0)	(42.0)	(2.1)	(4.0)	(7.9)	(28.1)	(3.3)	(11.6)	(1.0)	21.1 0.0
うち特定技能	100.0	88.0 (100.0)	(58.2)	(17.3)	(0.9)	(8.0)	(9.3)	(1.5)	(3.8)	(1.1)	11.0 1.0
うち高度専門職	100.0	45.9 (100.0)	(29.2)	(1.4)	(10.8)	(8.4)	(31.8)	(0.9)	(17.5)	(0.0)	54.1 0.0
技能実習	100.0	91.9 (100.0)	(48.4)	(22.0)	(1.4)	(16.2)	(5.5)	(1.3)	(3.7)	(1.4)	7.9 0.2
留学	100.0	70.6 (100.0)	(21.1)	(4.7)	(0.9)	(0.0)	(24.2)	(2.9)	(40.9)	(5.4)	29.4 0.0
身分に基づくもの	100.0	76.4 (100.0)	(25.7)	(2.0)	(0.5)	(1.3)	(26.2)	(2.1)	(41.2)	(0.9)	23.6 0.0
うち永住者	100.0	74.8 (100.0)	(21.9)	(1.2)	(0.3)	(2.0)	(24.2)	(1.1)	(48.5)	(0.8)	25.2 0.0
うち定住者	100.0	90.0 (100.0)	(52.1)	(0.4)	(0.0)	(0.0)	(27.0)	(0.2)	(20.4)	(0.0)	10.0 0.0
その他	100.0	86.4 (100.0)	(31.0)	(31.8)	(1.6)	(4.1)	(10.9)	(3.5)	(12.9)	(4.2)	13.6 0.0

出典：厚生労働省「令和6年外国人雇用実態調査」

入職前居住地が日本であった外国人労働者の入職経路（労働者調査）

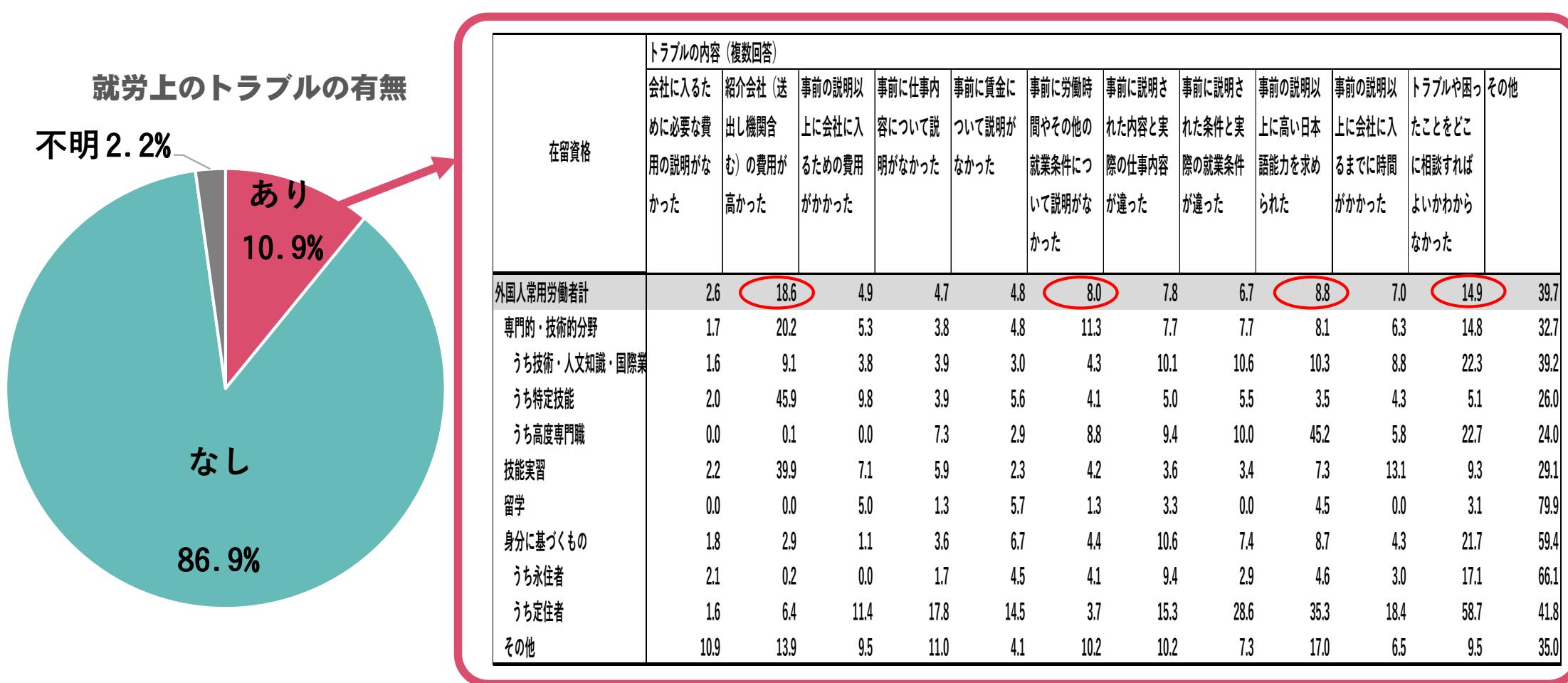
- 入職前居住地が日本であった外国人労働者の入職経路をみると、「知人、友人」が35.2%（令和5年 43.0%）と最も多く、次いで「求人広告（求人情報誌、インターネット）」が19.7%（同 19.3%）、「日本国内の民間紹介会社」が10.8%（同 9.9%）となっている。

産業	合計	ハローワーク	ハローワーク インターネットサービス	日本国内の民 間紹介会社	日本国内の学 校の就職支援 窓口（キャリ アセンター）	前に働いてい た会社	知人、友人	求人広告（求 人情報誌、イ ンターネッ ト）	出身国・地域 の紹介会社・ 個人	出身国・地域 のその他の機 関	その他	不明
計	100.0	4.6	2.9	10.8	4.8	4.8	35.2	19.7	2.3	1.4	10.4	3.1
農業、林業	100.0	1.1	1.1	16.2	1.3	5.9	30.0	14.7	17.3	0.0	2.3	10.1
漁業	100.0	0.0	0.0	23.5	0.0	8.4	29.1	0.0	0.0	6.0	12.2	20.6
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.0	0.0	10.8	0.0	35.0	5.9	0.0	7.6	40.8	0.0	0.0
建設業	100.0	7.1	2.6	21.4	2.5	4.3	31.2	8.8	1.3	8.6	10.3	1.9
製造業	100.0	9.7	1.7	12.7	4.1	3.2	40.1	11.6	3.0	2.5	8.7	2.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.6	0.0	26.4	4.0	1.1	25.9	16.2	2.4	0.0	12.8	10.5
情報通信業	100.0	1.0	3.4	21.2	7.3	2.5	24.2	29.4	0.8	0.0	8.5	1.8
運輸業、郵便業	100.0	3.1	2.3	7.8	3.4	1.9	43.2	20.5	1.9	0.5	12.9	2.5
卸売業、小売業	100.0	2.7	7.4	7.2	7.4	1.9	33.2	21.8	1.1	1.4	13.7	2.3
金融業、保険業	100.0	2.8	3.3	9.3	2.8	0.9	32.5	32.0	3.6	0.8	8.1	4.0
不動産業、物品販貸業	100.0	1.6	2.0	15.8	2.2	0.9	42.8	25.9	3.1	0.6	2.4	2.7
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	2.9	1.4	18.9	6.8	3.1	23.6	28.6	0.1	0.4	12.3	2.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	3.8	1.1	20.8	7.0	9.7	29.0	15.5	5.7	0.6	5.3	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	4.4	1.2	6.5	3.2	2.5	53.3	17.4	2.4	1.1	3.6	4.3
教育、学習支援業	100.0	0.3	0.9	0.9	2.9	2.9	39.0	31.1	0.1	0.1	16.6	5.2
医療、福祉	100.0	7.7	1.7	14.1	9.7	0.5	28.9	16.3	5.8	0.7	10.1	4.7
複合サービス事業	100.0	5.7	2.3	2.3	12.8	1.3	48.1	18.3	3.0	0.3	4.2	1.6
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	2.1	3.1	3.5	2.9	9.0	35.7	25.4	1.2	0.2	12.3	4.5

出典：厚生労働省「令和6年外国人雇用実態調査」

就労上のトラブルの状況（労働者調査）

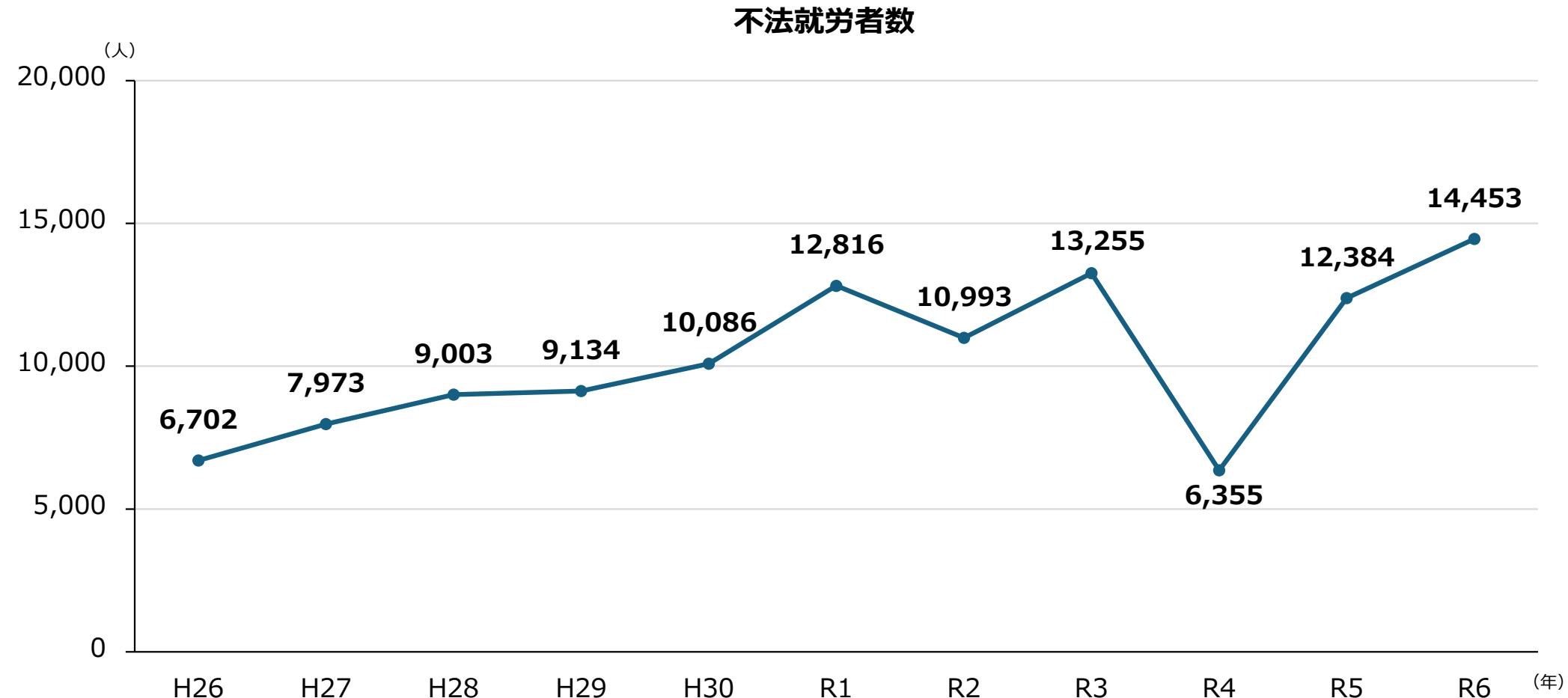
- 今の会社の仕事をする上でのトラブルや困ったことの有無をみると、「あり」が10.9%（令和5年 14.4%）、「なし」が86.9%（同 82.5%）となっている。
- また、トラブルや困ったこと（複数回答）としては、「紹介会社（送出し機関を含む）の費用が高かった」が18.6%（令和5年 19.6%）と最も多く、次いで「トラブルや困ったことをどこに相談すればよいかわからなかった」が14.9%（同 16.0%）、「事前の説明以上に高い日本語能力を求められた」が8.8%（同 13.6%）となっている。



出典：厚生労働省「令和6年外国人雇用実態調査」

不法就労者数

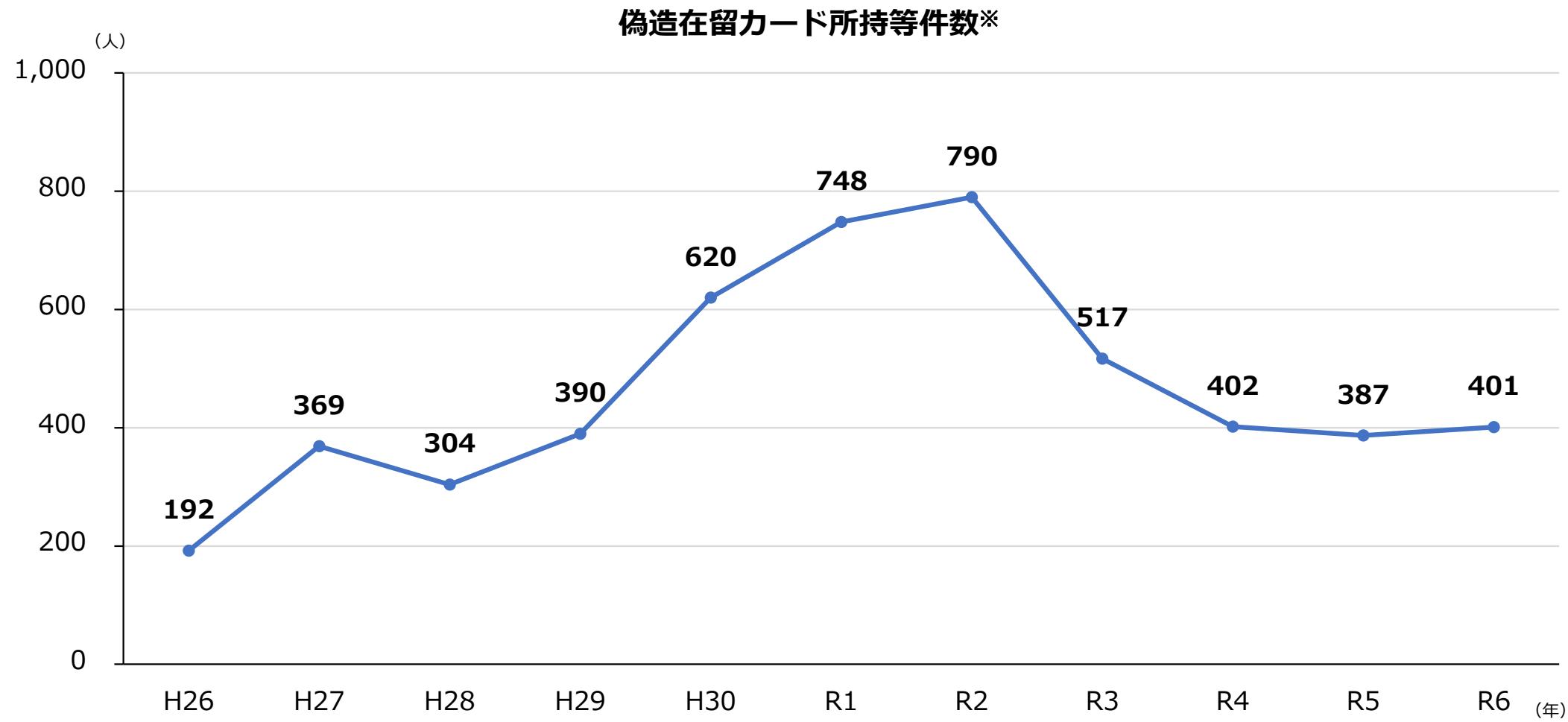
- 令和 6 年において、退去強制手続等が執られた入管法違反者のうち、オーバーステイや、在留資格で認められた範囲を超えて働く等の不法就労を行った外国人の数は、平成26年に比べ 2 倍以上に増加。



出典：入管白書「出入国在留管理」（旧「出入国管理」）

偽造在留カード所持件数

- 警察等が偽造在留カード所持等で検挙した件数は直近数年間で減少しているものの、400件程度発生している。
- 公共職業安定所に対するヒアリングにおいても、偽造カードの行使やなりすましの事例がきかれる。



出典：法務省「犯罪白書」

※ 警察等が検挙（検察官に送致・送付した件数のほか、微罪処分にした件数等を含む）した事件の数を示す。